


第6章 環境の分野別の方針

A decorative graphic consisting of two light blue circles and a wavy blue line. One circle is in the upper right quadrant, and the other is in the lower left quadrant. A wavy blue line runs horizontally across the middle of the page, below the chapter title.

第6章 環境の分野別の方針

本章では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分野	施策の柱	施策
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1-1 大気環境・水環境を保全します	・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1-2 安全で快適な生活環境を確保します	・化学物質対策の促進 ・土壌汚染・地下水汚染*への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2-1 生物多様性を保全します	・生物多様性の保全対策の推進
	2-2 里山を保全・再生します	・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2-3 水辺の自然を再生します	・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2-4 農地を保全・活用します	・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3-2 環境共生型のまちをつくります	・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野)	4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます	・再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・くらしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます	・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等)	5-1 環境教育・環境学習を推進します	・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5-2 市民等の取組や連携を支援します	・市民活動や企業の取組に対する支援

1 安全な生活環境を確保します

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安心して快適な生活環境を確保します。

めざす姿

- 工場や自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気がきれいなまちになっています。
- 下水道や農業集落排水施設が整備されるとともに、合併処理浄化槽の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。



東豊田工業団地



住宅地を流れる河内川

1-1 大気環境・水環境を保全します

■環境の現状と取組状況

<大気環境の保全>

- ・本市では大気汚染調査として、大気自動測定機による測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。
- ・大気汚染に係る環境基準*については、平成27(2015)年度に全地点で二酸化窒素*、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*(長期的評価)、微小粒子状物質*は環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント*は非達成でした。
- ・平成27(2015)年度における湘南地域での光化学スモッグ*注意報の発令回数は3回でした。
- ・PM2.5については、大気中の濃度が高くなると予想される時には、神奈川県が高濃度予報を行っています。平成27(2015)年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。
- ・本市では、継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれのある、有害大気汚染物質*の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

<水環境の保全>

- ・水質汚濁の主な原因としては、家庭からの生活系排水や畜産系排水等が考えられます。
- ・平成27(2015)年度の河川のBOD(生物化学的酸素要求量)*は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の96%の地点で環境基準値を下回っていました[河川23地点、海域(相模湾内)1地点で測定]。
- ・地下水は、67%の地点で環境基準値に適合していました(24地点での測定)。
- ・平成27(2015)年度末現在の市内の下水道普及率は、行政人口比で97.4%となっています。
- ・工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、指導を実施しています。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

■環境課題

- ・光化学スモッグの発生は窒素酸化物*や炭化水素*などの大気汚染物質濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり注意が必要です。
- ・PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。
- ・生活系排水については、公共下水道*や農業集落排水施設を整備するとともに、合併処理浄化槽*の設置を促進する必要があります。
- ・畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望まれ、排水の水質測定による監視と併せて、引き続き水質の改善に努めていく必要があります。
- ・地下水については、監視測定を継続的に実施するとともに、地下水汚染が発見された地点について適切な浄化対策を実施し、地下水資源の保全を図っていく必要があります。

■施策の方向

施策 1 大気環境の保全対策の促進

① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進

- ・ 事業活動に伴う大気汚染防止に向け、法令に基づき工場・事業場に対する指導等を実施します。

② 大気汚染状況の監視測定等の実施

- ・ 大気汚染物質の監視測定を実施します。

施策 2 水環境の保全対策の促進

① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進

- ・ 家庭からの生活排水の適正な処理を促進し、水質汚濁の低減を図ります。

② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進

- ・ 事業活動に伴う排水の適正な処理を促進し、法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。

③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施

- ・ 水質汚濁状況の監視測定を実施します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
	○		自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。
	○		食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。
	○	○	台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。
	○	○	エコドライブをこころがけましょう。
	○	○	浄化槽を適正に維持・管理しましょう。
	○	○	公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。
		○	環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。
		○	施設、設備の日常点検を徹底しましょう。
		○	排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。
さらにもう1歩		○	焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。
		○	ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。
	○	○	下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
	○	○	車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。
	○	○	河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう。
		○	公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。
	○	施設や設備などを更新するときは、より低公害型のものを導入しましょう。	
	○	ボイラーや給湯器などの燃料の使用削減や管理を徹底しましょう。	

1-2 安全で快適な生活環境を確保します

■環境の現状と取組状況

<化学物質の適正管理>

- ・ 本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促すため、化学物質の自主的な管理状況の報告を義務付けています。
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（PRTR*）に関する情報をウェブサイトで公表しています。
- ・ 有害性の高いダイオキシン類*については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成 27（2015）年度の大気調査では、神奈川県が平塚市博物館、本市が旭小学校と土屋小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しています。

<土壌汚染・地下水汚染対策>

- ・ 本市では、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、汚染状況調査の実施、汚染が発覚した場合の浄化対策等に関する指導を行っています。

<騒音・振動対策>

- ・ 本市では、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。
- ・ 平成 27（2015）年度は、自動車騒音常時監視測定を 5 路線 7 区間で実施し、環境基準の達成率は、84.4~100%でした。自動車騒音・振動測定は、8 路線 9 地点で実施し、騒音は 4 地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。
- ・ 新幹線騒音・振動測定は、6 地点で実施し、騒音は 4 地点で環境基準値を超過、振動は全地点で勧告指針値以下でした。
- ・ 本市では、工場・事業場の騒音・振動について、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

<公害苦情>

- ・ 公害苦情には、屋外燃焼行為（野焼きや小型焼却炉*の使用）に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。平成 27（2015）年度の苦情件数は、平成 26（2014）年度と比べ 49 件減少し、87 件でした。

■環境課題

- ・ 化学物質については、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくするよう、適切な管理が必要となっています。
- ・ 自動車・新幹線騒音については、国・県などの道路管理者や新幹線事業者と連携を図り、市民・事業者の協力を得て効果的な施策を検討していく必要があります。

■施策の方向

施策1 化学物質対策の促進

① 化学物質に関する情報収集・提供

- ・ 化学物質の使用等に関する情報収集・提供を継続的に実施します。

② 化学物質対策の促進

- ・ 化学物質の適切な管理に向け、事業者を指導します。
- ・ 県と合同の環境汚染状況調査、県条例に基づく焼却炉に対する規制、野焼きに対する指導を実施します。

施策2 土壌汚染・地下水汚染への対応

① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策を促進します。

② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認

- ・ 土壌汚染・地下水汚染の状況を把握するとともに、工場・事業場での汚染浄化対策の効果を確認するための調査を実施します。

施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応

- ・ 自動車や新幹線による騒音・振動について監視測定を実施するとともに、騒音の軽減に向けた取組を促進します。

② 工場・事業場に対する規制・指導の実施

- ・ 工場・事業場の騒音・振動についても、引き続き、立入調査及び指導を実施します。

③ 悪臭への対応

- ・ 臭気指数規制により、悪臭への対応の充実を図ります。

④ 地盤沈下の防止

- ・ 地盤沈下の監視を実施するとともに、工場・事業場に対する適正な地下水利用の指導を実施します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。
	○		夜間のピアノやカラオケなどの使用、ペットの鳴き声などによる近隣への影響を考えましょう。
	○		化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう。
	○		ごみステーションを利用する際は、排出の日時を守り、適正に分別し、廃棄物が散乱ないようにしましょう。
		○	環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。
		○	施設、設備の日常点検を徹底しましょう。
		○	焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。
		○	ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。
		○	化学物質の適正管理に努めるとともに適切な情報公開をしましょう。
		○	安全な食品・製品の製造・販売に努めましょう。
		○	深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に配慮しましょう。
		○	建設工事等では、低騒音・低振動型の建設機械の使用等により、騒音・振動の軽減に取り組みましょう。
さらにもう1歩	○	○	エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
	○	○	化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう。
		○	公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。
		○	施設や設備などを更新するときは、より低公害型を導入しましょう。
		○	有害化学物質の発生防止設備を整備しましょう。
		○	有害化学物質の使用量削減や管理徹底に努めましょう。
		○	化学物質による環境への負荷の少ない事業活動をしましょう。
		○	業務用冷凍冷蔵機器・業務用空調機器などの点検管理を徹底し、フロン類を適正に回収しましょう。
		○	農業者は有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。
	○	近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、誠意をもって即時対応しましょう。	

2 自然環境を保全・再生します

自然度の高い樹林を保全し、里山や水辺の自然を再生します。また、農業生産の場であるとともに身近なみどりでもあり、多様な生き物のすみかでもある農地を保全し、環境に配慮した農業を推進します。

めざす姿

- 高麗山周辺や土屋・吉沢地区に残された質の高い自然環境が守られています。
- 里山を保全・再生し、自然とふれあう場として活用しています。
- 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。



里山保全モデル地区での保全活動



洪田川の桜並木



援農ボランティアの活動

2-1 生物多様性を保全します

■環境の現状と取組状況

- ・ 多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。
- ・ 本市では、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など情報収集等を行っています。

■環境課題

- ・ 本市の特徴的な自然環境を有機的につないでいくことにより、生物の生息・生育空間の連続性や適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）を形成していくことが期待されます。

■施策の方向

施策1 生物多様性の保全対策の推進

① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討

- ・ 野生生物の基礎的な調査を進めるとともに、保全すべき自然の姿を明確にし、地域の特性に応じた手法を検討していきます。

② 生物生息空間の保全対策の推進

- ・ 野生生物の生息空間となる環境を保全するとともに、都市環境と共生するまちづくりを進めます。

③ 野生生物への理解の促進

- ・ 自然についての展示、刊行物、講座、観察会などを通じ、生物多様性に対する理解や関心を高めます。

④ 有害鳥獣対策の推進

- ・ 人間と野生生物との共存を図るため、野生鳥獣による様々な被害を防除し、適正な保護管理を推進します。

⑤ 特定外来生物の防除

- ・ 在来種（その土地に元からいた生物）の生息・生育を脅かす、特定外来生物を防除します。

⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進

- ・ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等の活動を促進し、市民ぐるみの保全活動の活性化を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう。
	○		動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
	○	○	ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てないようにしましょう。
	○	○	植栽の際は、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう。
		○	新たな開発に際して野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう。
さらにもう1歩	○	○	生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう。
	○	○	地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守りましょう。【外来生物例:アカミミガメ(ミドリガメ)、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)、アライグマ、タイワンリス、オオキンケイギク、アレチウリなど】

市民の鳥しらすぎと市内に発生する外来生物

本市では市民の鳥をしらすぎと定めています。しらすぎと呼ばれる鳥には、いろいろな種類がありますが、ここでは市内で見られるコサギを特に紹介します。

コサギは、くちばしは長めで年間を通して黒く、足の指だけが黄色です。夏羽では、羽冠と呼ばれる白い飾り羽があり、他のシラスギ類と区別できます。本州以南に留鳥として分布し、市内では金目川や水田等で見られます。



コサギ

本市は、東京から南西方向に約60km、神奈川県ほぼ中央、相模平野の南部に位置し、約48kmの海岸線から西北に広がる扇形で、相模川と金目川の下流域に発達した平野と、それを取り囲む台地と丘陵から形成されています。そのため、海、川、農地、里山などに、多くの動植物が生息しており、本市は、自然環境と人の生活が共生するまちです。

しかし、本来は生息していなかった生き物を人が持ち込むと、生活環境や農林水産業に対する被害などの発生や、もともとの生態系を破壊する恐れがあります。毛皮用やペットとして持ち込まれたアライグマなどは市内でも多く発生しています。また、食用・工サ用に持ち込まれたスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)やアメリカザリガニなども、水田等に生息しています。

また、植物でも、オオキンケイギクやアレチウリなどの定着が見られ、市民団体や事業者等による外来生物の防除や在来種の保護などの活動が行われています。

生態系の破壊を防ぐためにも、ペットなどの外来生物を野外に放さないなどのルール徹底が必要です。



アライグマ

2-2 里山を保全・再生します

■環境の現状と取組状況

- ・ 本市では、平成 16 (2004) 年度と平成 17 (2005) 年度に調査した「平塚市自然環境評価書 (総合評価編)」に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。
- ・ 西部丘陵地域の自然環境を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。
- ・ 市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。
- ・ 市民活動団体のほか、事業者による里山の保全・再生活動も実施されています。

■環境課題

- ・ 吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されている一方で、人の手が入らなくなったことによる里山の荒廃が進んでいます。こうした地域の課題を周知しながら、地域住民や市民活動団体、企業、行政などの参加・協働のもとで保全・再生の取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向

施策 1 里山の保全・再生とふれあいの推進

① 西部丘陵地域資源まちづくり支援

- ・ 地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、西部丘陵地域の自然資源や地域資源を活かした交流やレクリエーションの場づくりを推進します。

② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進

- ・ 里山保全モデル地区での活動を踏まえ、里山保全・再生のための組織づくりを進めるとともに、市民を主体とした継続的な里山保全活動と里山体験を促進します。

③ 里山の自然とのふれあいの促進

- ・ 市民団体等との協働により、里山の自然環境を活用し、自然体験や自然の中での遊びなど、里山の自然とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○	○	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。
	○	○	自然を守る活動を支援しましょう。
さらにもう1歩	○	○	自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加しましょう。

2-3 水辺の自然を再生します

■環境の現状と取組状況

- ・ 平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景*に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されています。本市では、河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。
- ・ 河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。また、渋田川でも、美化ボランティア団体や地元自治会の清掃や草刈り、植栽などが行われています。
- ・ 相模川では、馬入花畑において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。
- ・ 市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校*」が運営されています。
- ・ 平塚沖では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。
- ・ 「夏休みこども環境教室『海岸編』『川編』」を開催しています。

■環境課題

- ・ 相模川の河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。
- ・ 河川や海岸の美化活動・緑化活動を促進し、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組への参加を広げていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

① 川や海の自然環境の保全と再生

- ・ 川や海などの水辺の自然環境を保全・再生します。

② 川や海とのふれあいの促進

- ・ 市民団体等との協働により、水辺の自然環境を活用し川や海とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
	○		食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。
	○	○	台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。
	○	○	浄化槽を適正に維持・管理しましょう。
	○	○	公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。
		○	排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。
さらにもう1歩	○	○	下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
	○	○	多様な生物が生息する水辺空間を大切に、保全活動に協力しましょう。
		○	海の環境を保全するため、海岸・河川の美化や上流地域での植樹に取り組みましょう。

里地里山とは

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。



上空からみた西部丘陵地域

「重要里地里山」

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で500箇所を「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」として選びました。

次の3つの選定基準に照らし合わせて里地里山の生物多様性の状況を把握し、3つのうち2つ以上の基準に該当する場所を「重要里地里山」(人と生きもののくらしが交わる豊かな環境)としました。

基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する里地里山

基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する里地里山

基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する里地里山

本市においても、土沢地域が3つの選定基準に該当する場所として、「重要里地里山」に選定されています。

資料：環境省ホームページ

「里地里山の保全・活用」より作成 (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>)

2-4 農地を保全・活用します

■環境の現状と取組状況

- ・本市では、県下一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。
- ・市は、市民と農業とのふれあいを促進するため、農業体験や市民農園の整備を進めています。
- ・地場農産物に関する情報発信やイベントでのPRに努めるとともに、学校給食における地場農産物の活用を推進しています。
- ・県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努めるGAP（農業生産工程管理）*の導入を推進しています。
- ・家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

■環境課題

- ・農地は食料供給の場だけでなく、保水機能や景観形成など様々な機能を持っています。農業の活性化を図り、農地が併せ持つこれらの多面的機能の充実につなげていくことが求められます。
- ・農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等、環境にやさしい農業を進めることが必要です。また、地産池消、農業体験など、地元農産物や地元農業に対する関心を高めていくことが必要です。
- ・有害鳥獣による農作物への被害などの問題が発生しています。鳥獣対策の取組を継続的に行うことが必要です。



平塚産農産物PRキャラクター「ベジ太」



JA湘南大型農産物直売所 あさつゆ広場

■施策の方向

施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

① 農業活性化の推進

- ・ 農業生産環境の充実を図るとともに、担い手の育成・支援を推進します。
- ・ 農地の貸し借りの促進等により、農地の有効活用を図ります。
- ・ 有害鳥獣による農業被害への対策を行います。

② 農業とのふれあいの促進（都市農業理解の促進）

- ・ 農業に対する理解を深めるため、農業体験学習やひらつか花アグリ各施設と連携し、市民と農業との様々なふれあいの機会を創出します。

③ 地産地消の推進

- ・ 地産地消を通じ、農業に対する関心を高めます。

施策2 環境に配慮した農業の推進

① 環境保全型農業の促進

- ・ 環境保全型農業を促進するため、農業者や生産組織に対する情報提供や、市民に対する積極的なPRを行います。

② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進

- ・ 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、畜産農家における家畜排せつ物処理施設等の整備と適正な維持管理を促進します。

③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備

- ・ 農業基盤の整備についても、自然環境に配慮した整備を推進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○	○	地元の農産物を購入し、地産地消に努めましょう。
	○	○	有機栽培や低農薬栽培の農産物を買きましょう。
		○	事業者は、最も身近な消費者である市民を対象に、農水産物を販売しましょう。
さらにもう1歩	○		市民農園を利用しましょう。
	○	○	地場産の食材の活用や、伝統的な食文化を学び、伝承に協力しましょう。
		○	特別栽培農産物などに積極的に取り組み、良好な農地の維持・保全に努めましょう。
		○	農業者は、有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。

3 快適な都市環境を保全・創造します

環境に配慮した交通ネットワークや清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、まちの生活の質を高めます。

めざす姿

- みどりのネットワークが広がり、うるおいとやすらぎのあるまちになっています。
- 地域の貴重なみどりや歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。



花とみどりのモデル地区



駅前大通り線（フェスタロード）の自転車歩行者道

3-1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくりま

■環境の現状と取組状況

<緑の保全、緑化の推進>

- ・本市の都市公園の面積は、平成27(2015)年度末現在141.39ha、市民1人当たりによると約5.50㎡となっており、徐々に増加しています。
- ・本市では、「平塚市緑の基本計画(第2次)」に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。
- ・身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定や維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。
- ・緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。
- ・みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対する花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。
- ・事業所等における緑化については、平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

<清掃美化>

- ・本市では、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき美化推進モデル地区を指定しています。美化推進モデル地区では、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容に沿ったさまざまな支援を行っています。
- ・美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や各種団体の協力を得て美化キャンペーンを実施しています。

<景観の保全>

- ・本市では、平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」及び、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20(2008)年12月に制定しています。また、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成24(2012)年12月に平塚市屋外広告物条例を制定しています。
- ・まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。
- ・平成20(2008)年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行し、建物の建築、道路や公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

<ペット対策>

- ・飼っていた猫が遺棄され、野良猫が増えて排泄物や鳴き声などが生じたり、飼い犬の散歩の際に飼い主が排泄物を放置したりすることで、快適な生活環境に支障が出ています。本市では、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき、ペットの糞の放置を禁止するとともに、野良猫の問題については、市民による繁殖制限を支援し、地域で猫を管理することでトラブルを軽減する地域猫活動に、市民団体との協働により取り組んでいます。

■環境課題

- ・ みどりは私たちの生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、空気の浄化や生態系の保全、防災など、さまざまな機能を持っています。一方で、都市開発の進展などにより市内のみどりが減少傾向にあり、かつ市民の身近な環境の変化に対する実感として現れつつあるようです。みどりの多様な機能の発揮に配慮しつつ、社寺林や公園などのまとまったみどりを核として、街路樹や屋上緑化、民有地の生垣などをつないだみどりのネットワークづくりを進める必要があります。
- ・ 本市は、「平塚八景」をはじめとする、水とみどりに彩られた豊かな自然景観や旧東海道の宿場町の面影を残す落ち着いた街並みなどの特色ある景観に恵まれています。これらの景観資源は、観光の振興や歴史・文化の継承、うるおいのある景観づくりなどの視点から、保全と活用に取り組む必要があります。
- ・ 猫の繁殖力は非常に高く、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、野良猫であっても、捕獲し、殺処分することができないため、放置すれば雪だるま式に猫の数は増えていきます。これを抑制するための取組が必要です。猫にエサを与えることで癒しを得ている人と猫の糞や鳴き声などで迷惑している人との間でトラブルが発生するなど、地域コミュニティの問題となっており、地域ぐるみの取組が必要です。野良猫も本来は飼い猫が遺棄されたことが原因であること、ペットの排泄物の放置についても飼い主がその責任を自覚していないこと等がトラブルの原因であるため、飼い主への啓発が重要です。



扇松海岸通りのくろまつ（扇松）

■施策の方向

施策1 みどりのネットワークの形成

① 拠点となるみどりの確保

- ・ まとまったみどりの確保に向け、検討段階から地域の意見を生かして、身近な公園づくりを進めます。

② みどりのつながりの確保

- ・ 市民との協働により、拠点となるみどりを街路樹や生垣等につなぐ「みどりのネットワーク」を形成します。

③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

- ・ 市民や事業所における緑化活動をより一層促進し、行政も含めて三者が一体となったみどりの保全と創造を推進します。

施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進

- ・ 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づいて指定した美化推進モデル地区や市民・事業者の主体的な活動を支援するとともに、さわやかで清潔なまちづくりに向けた啓発活動に努めていきます。
- ・ 地域における美化活動を促進するため、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃やポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、清潔なまちづくりに向けた取組を行います。

② ペットと人が快適に共生するまちづくりの推進

- ・ 野良猫を減らし、猫による生活環境への被害を軽減するため、猫の不妊去勢手術を実施することを支援するとともに、市民団体との協働で地域猫活動に取り組みます。
- ・ 犬猫の新しい飼い主を探す譲渡会や飼い主のマナー講習会などのイベントを通じて、飼い主の自覚を促す取組を行います。



市民による緑化活動



なぎさプロムナード

施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

- ・ 景観計画及び景観条例等に基づいた平塚らしい良好な景観づくりを推進します。

② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・ 市民に対し、まちづくりに関する情報提供やアドバイスをを行い、市民が中心となった地域の景観づくりを促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		海・山・川では、ごみは必ず持ち帰りましょう。
	○		家のまわりや近くの公園の掃除をしましょう。
	○		たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、路上喫煙をしないようにしましょう。
	○		ベランダや庭のみどりを増やしましょう。
	○		ペットの飼育はルールを守り、フン尿等を適正に処理し、又、放し飼いなど行わないようにしましょう。
	○		自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創造に協力しましょう。
	○		市の歴史や文化について学び、知識や理解を深めましょう。
	○	○	住宅の新築・増改築や建物の整備などをするときは、周辺の景観との調和に努めましょう。
	○	○	除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう。
	○	○	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。
	○	○	樹林地や農地にごみを不法投棄することは、絶対にやめましょう。
		○	工場・事業所の周辺の清掃などに積極的に取り組みましょう。
		○	事業所の敷地に緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう。
	○	平塚市屋外広告物条例を守るとともに、屋外広告物の定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう。	
さらにもう1歩	○		みどりのあっせん事業を利用し、不要な樹木を提供、活用しましょう。
	○	○	有形・無形の文化財や歴史的遺産を守り、次世代に継承しましょう。
	○	○	自宅や工場・事業所の敷地内や建物の壁面・屋上等の緑化を推進しましょう。
	○	○	道路沿いの緑化や生垣の設置に努め、みどりのつながりをふやしましょう。
	○	○	緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう。
	○	○	地域の清掃活動や美化活動、地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。
	○	○	春と秋の「まちぐるみ大清掃」に参加しましょう。
	○	○	市内のみどりを増やすため、「みどり基金」に募金しましょう。

3-2 環境共生型のまちをつくります

■環境の現状と取組状況

- ・ 東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ本市大神地区を新たな道路橋で結び、川の東西両地区を一体とした環境共生モデル都市「ツインシティ※」について、本市では環境への負荷の低減等に配慮した、ツインシティ大神地区のまちづくりを進めています。

※ 61頁にコラムによる解説があります。

- ・ 交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、道路網、鉄道網、バス網の利便性の向上、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境に配慮した交通施設の整備など、総合的な交通計画の検討を行っています。
- ・ また、自転車の利用しやすい街づくりを進めるため、自転車レーンや矢羽根マークなどの自転車通行帯の整備、自転車等駐車場の整備を推進しています。
- ・ ヒートアイランド現象*による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。

■環境課題

- ・ 人の移動や物の輸送が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省エネ省資源型に転換されるとともに、市民が過度に自家用自動車に依存しないライフスタイルを浸透していくことが重要です。
- ・ 緑や水面には、緑陰による太陽熱の防御、水の蒸発散による冷却、風の通り道の確保といった働きがあることから、市街地の熱によるヒートアイランド現象の抑制としてとらえていくことが必要です。
- ・ 引き続き、地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行っていくことが必要です。



矢羽根マーク

■施策の方向

施策1 環境共生モデル都市の形成

① ツインシティの形成に向けた取組の推進

- ・ 地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行います。
- ・ 新幹線新駅を中心とした交通網の整備について、県に要請します。
- ・ 平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合において進められている、土地区画整理事業を促進します。

施策2 交通の円滑化の推進

① 交通による環境負荷の低減

- ・ 公共交通機関の活用、徒歩や自転車利用への支援、渋滞対策、新たな交通マネジメントや交通システム整備を推進し、交通の低炭素化に取り組みます。
- ・ 自家用自動車に過度に依存しない交通行動への誘導を図るため、公共交通関係機関との協議を通じ、引き続き利用者の利便性の向上を促進します。

② 自転車の利用しやすいまちづくり

- ・ 自転車利用者の利便性を高めるため、自転車通行帯や駐輪場の整備を進めます。

③交通の分散と円滑化

- ・ 交通の分散と円滑化を図るため、新しい公共交通システムの検討を行います。

施策3 ヒートアイランド対策の推進

① ヒートアイランド対策の推進

- ・ 省エネが進むよう、緑と水を活用した熱対策に取り組みます。
- ・ 民有地におけるみどりの創出を促進するための新たな助成制度を検討するとともに、熱をためない都市基盤の整備について調査・検討を行います。
- ・ エネルギーの利用による人工排熱を抑制するため、家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		自転車は、決められた場所にとめましょう。
	○		自転車の利用マナーを守りましょう。
	○	○	自家用自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。
さらにもう1歩	○	○	グリーンカーテンを設置しましょう。
	○	○	自宅や工場・事業所の敷地内や建物の壁面・屋上等の緑化を推進しましょう。
	○	○	ブロック塀を生垣にかえましょう。
	○	○	緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう。
		○	工場や事業所の敷地内に透水性舗装や浸透枳、雨水貯留施設などを導入しましょう。

ツインシティ

ツインシティのまちづくりは、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ平塚市大神地区を新たな道路橋で結び、川の東西両地区が一体となった環境共生モデル都市を形成することを目的としています。本市は、その一翼を担うツインシティ大神地区（68.8ha）を、平塚市総合計画や平塚市都市マスタープランにおいて、本市の「北の核」と位置付け、新たなまちづくりを進めています。

環境に配慮し、周辺道路交通網である圏央道や新東名高速道路の整備効果も活かした、新たな産業の創出や魅力ある施設の誘致によって、居住人口の増加や広域的な交流連携、雇用の創出等により、平塚市全体への経済活動の波及が期待できます。

現在、ツインシティ大神地区では組合施行による土地区画整理事業が進められています。



4 地球環境保全へ貢献します

地球環境保全のため、家庭や事業所での節電などの省エネの取組や、再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器（燃料電池・コージェネレーション等）の導入の推進などにより、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を削減するとともに、循環型社会の実現に向けて、「3R」の取組などを推進します。

めざす姿

- 環境に配慮した日常生活や事業活動が定着し、二酸化炭素排出量の削減が進んでいます。
- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
- 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。



市庁舎本館の太陽光パネル



環境事業センター

4-1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

- ・平成25(2013)年度の二酸化炭素総排出量は186万2千t-CO₂で、平成2(1990)年度と比較して約7万4千t-CO₂削減されましたが、平成24(2012)年度と比較し8.7千t-CO₂増加しています。これは、平成23(2011)年度以降の原子力に代わる火力発電量の割合が依然として高いことや、景気回復の兆候が見られるためと考えられます。部門別の二酸化炭素排出状況については、平成2(1990)年度と比較して産業部門が減少した一方、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の4部門が増加しています。
- ・本市では、平成19(2007)年に策定した「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」と、平成20年(2008)に策定した「平塚市地球温暖化対策実行計画」を併せ、平成24(2012)年2月に中長期的な視点に立った新たな「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
- ・温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プラン」への参加の呼びかけや、太陽光発電システムを利用した環境教室等を開催し、再生可能エネルギーの重要性について学ぶ機会を提供しています。また、一般家庭に対する太陽光発電システム設置費の助成などE.C.O.S(エコス)補助金制度によって環境に配慮したくらしの普及を図りました。
- ・また、環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企业懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。

■環境課題

- ・市民一人ひとりの日常的な活動と、事業所のオフィス活動が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルに転換し、浸透・定着を図っていくことが重要です。
- ・エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要です。
- ・コージェネレーション、ヒートポンプ*などの高効率給湯器や高効率空調機、石油・石炭に比べて二酸化炭素の排出の少ないエネルギー源である天然ガスへの利用転換など、エネルギーの利用効率を高める技術の導入・普及を促進していくことが必要です。

■施策の方向

施策1 再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進

① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギー、高効率な省エネルギー機器等の導入促進

- ・ 一般住宅及び事業所における太陽光発電や燃料電池、コージェネレーション等の導入を促進します。
- ・ 二酸化炭素の排出を削減できる技術・設備について、継続的な情報収集を行うとともに、導入を支援します。
- ・ 廃棄物や排水の処理からは、焼却熱や排水が持つ熱、汚泥や有機ごみなどを原料としたバイオ燃料などが得られます。このため、民間に向けた導入支援や情報提供を推進し、廃棄物・排水からのエネルギーの利用促進に取り組みます。

② 新たな再生可能エネルギーの促進

- ・ 平塚海洋エネルギー研究会の活動を支援し、地域資源を活用した新産業（波力発電関連分野）の創出を促進します。

施策2 暮らしや事業活動における環境への配慮の促進

① 環境に配慮した暮らしの普及

- ・ 環境に配慮した暮らしの浸透・定着を図るため、家庭向けに情報発信や実践への支援を推進し、エコライフ等の普及に取り組みます。
- ・ 環境に配慮した暮らしを広げていくため、「ひらつか CO₂CO₂ プラン」への取組の呼びかけや、日常生活における環境配慮に関する情報提供を行います。
- ・ 自動車からのCO₂排出量の削減を進めていくために、ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）など、次世代自動車や低公害自動車の普及を促進します。また、次世代自動車や低公害自動車を実際に見たり触れたりできる機会を提供するほか、導入・利用に対する支援策を検討します。
- ・ 市庁舎への電気自動車の充電設備の設置を検討します。

② 環境に配慮した事業活動の普及

- ・ 環境に配慮した事業活動の浸透・定着を図るため、企業の取組に対する支援や情報提供を行います。
- ・ 住宅・建築物の新築・更新の機会においては、建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度、住宅性能表示制度についての普及啓発を行います。

施策3 市の事業活動における環境への配慮

① 市の事業活動における環境への配慮

- ・ 温対法に基づき、市は事務事業の実施に関し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、PDCAサイクルに基づく実効的・継続的な温室効果ガス排出削減に努めることが求められています。市は、事業者や市民等の模範となるよう自ら率先して取り組みます。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		台所で野菜や食器を洗う時は、水道を止めて「ため洗い」にしましょう。
	○		シャワーを使う時間を短くしましょう。
	○		風呂はお湯が冷めないよう、使用後はフタをしましょう。
	○		テレビを見る時間を減らし、止める時は主電源も切りましょう。
	○		冷蔵庫は詰め込みすぎないようにし、季節ごとに温度設定を調節しましょう。
	○		おふろの残り湯は、洗濯、洗車、植木の散水などに利用しましょう。
	○		パソコンやテレビゲームの使用時間を減らしましょう。
	○		電気炊飯器や電気ポットは、長時間保温するより、必要な時に温め直し、沸かし直しましょう。
	○		掃除機を使う時は、フィルターなどの手入れをしてから使いましょう。
	○		アイロンはまとめてかけるようにして、余熱も上手に使いましょう。
	○		ヘアドライヤーの使用時間を減らしましょう。
	○	○	水はこまめに止めましょう。
	○	○	電気はこまめに消しましょう。
	○	○	エアコンは省エネ温度(夏28度、冬20度)に設定し、フィルターはきれいにしましょう。
	○	○	エコマークやグリーンマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう。
さらにもう1歩	○		自家用自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。
	○	○	エコドライブをこころがけましょう。
	○	○	車両の点検・整備を定期的に行うとともに、過積載をしないようにしましょう。
	○		家電製品は、省エネ性能の高い機器を買いましょう。
	○	○	住宅や事業所、店舗を新築や改築する時は、省エネ性能の高い建物にしましょう。
	○	○	冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインド、すだれを上手に利用しましょう。
	○	○	照明を取りかえる時は、白熱電球からLED電球にかえましょう。
	○	○	雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用しましょう。
	○	○	省エネラベルなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。
	○	○	車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。
	○	○	太陽熱利用施設や太陽光発電施設を利用しましょう。
	○	○	燃料電池や自家発電機を導入しましょう。
		○	オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践しましょう。
		○	エレベーター、空調設備、OA機器等のオフィス設備の省エネルギー化を進めましょう。
		○	石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱や電気など複数のエネルギーを合わせて発生させるコージェネレーションの導入に努めましょう。
	○	深夜電力を活用した温水利用による水蓄熱システムなどの導入に努めましょう。	
	○	雨水の利用や工場冷却水の再利用に努めましょう。	
	○	共同の輸送や配送など、物流の合理化・効率化を図りましょう。	
	○	長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。	
	○	生産、流通、販売、サービスなど事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう。	
	○	リサイクルしやすい素材や構造に改良するなど、省エネルギー関連の技術開発に努めましょう。	

4-2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

- ・平成 16 (2004) 年 4 月に平塚市リサイクルプラザ (愛称くるりん) を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック (プラクル) の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。
- ・また、平成 25 (2013) 年 10 月に稼働した環境事業センター*は、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会の実現に貢献しています。
- ・本市では、不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。
- ・食品ロスとは、まだ食べられる食品が廃棄されることです。日本国内で発生している食品ロスは、年間 632 万トンで、これは、国内の食用の魚介類の量に匹敵する数量であるほか、世界全体の食料援助量の約 1.5 倍とも言われています。家庭における一人当たりの食品ロスは、年間 24.6kg と試算されています。これは、茶碗 164 杯分のごはんに相当します。
- ・本市では、「平塚市ごみ通信」や「ひらつか CO₂CO₂ プラン」を通して市民への啓発を行うとともに、学校給食の残食減量などに取り組んでいます。

■環境課題

- ・環境への負荷を低減した循環型社会への転換を図るため、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出した場合は資源として最大限活用し、活用できない場合は廃棄物として適正に処理を行うことが必要となっています。
- ・廃棄物の適正な処理を促進し、地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止に取り組むことが必要です。
- ・消費者が食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善することが重要であり、市民、事業者及び行政等の各主体が連携して取り組んでいくことが求められています。

■施策の方向

施策 1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

- ・ごみの焼却処理から排出される二酸化炭素を減らすとともに、大量消費型の社会を循環型社会に転換していくため、Reduce (リデュース、発生抑制)、Reuse (リユース、再使用)、Recycle (リサイクル、再生利用) の 3 R を推進し、ごみの減量化に取り組めます。
- ・容器包装廃棄物の削減やまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。

② 廃棄物の適正処理の推進

- ・廃棄物を適正に処理するため、大磯町・二宮町と連携した広域的なごみ処理の適正な運用を進めます。

施策 2 不法投棄防止対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進

- ・ 不法投棄をしない、させない地域環境づくりに向け、継続的なパトロールの実施や看板設置、啓発事業を実施します。
- ・ 新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物を早期に回収します。
- ・ 不法投棄者の追跡調査を強化します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	<input type="checkbox"/>		買い物は余分な包装を省き、買い物袋を持参しましょう。
	<input type="checkbox"/>		シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選びましょう。
	<input type="checkbox"/>		資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出しましょう。
	<input type="checkbox"/>		食べ物を大切にし、食べ残しを減らしましょう。
	<input type="checkbox"/>		紙コップ、紙ナプキン、わりばしなどの使い捨てのものは、使用しないようにしましょう。
	<input type="checkbox"/>		資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう。
	<input type="checkbox"/>		集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らしましょう。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
		<input type="checkbox"/>	分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底しましょう。
		<input type="checkbox"/>	過剰梱包・過剰包装をやめましょう。
		<input type="checkbox"/>	部品、材料、オフィス用品などは、環境に配慮したものを購入しましょう。
	<input type="checkbox"/>	商品の輸送では、通い箱など、ごみを出さない容器を使用しましょう。	
さらにもう1歩	<input type="checkbox"/>		ばら売りやはかり売りをしているものを選びましょう。
	<input type="checkbox"/>		再生された素材や再使用された部品を多く利用している商品を選びましょう。
	<input type="checkbox"/>		フリーマーケットや市の不用品登録などを利用しましょう。
	<input type="checkbox"/>		充電式電池やソーラー式の商品を買きましょう。
	<input type="checkbox"/>		余分な包装を省いたり、買い物袋の持参などに取り組んでいる環境にやさしいお店を利用しましょう。
	<input type="checkbox"/>		食材を無駄なく使うようにこころがけて、ごみを出さない工夫をしましょう。
	<input type="checkbox"/>		電子レンジの加熱には、ラップではなく、ふたつき容器を使用しましょう。
	<input type="checkbox"/>		家庭用生ごみ処理機を利用して、ごみを減らしましょう。
	<input type="checkbox"/>		生ごみに落葉などを加えて、たい肥をつくってみましょう。
	<input type="checkbox"/>		「ごみ減量化・資源化協力店」を積極的に利用しましょう。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	紙は再生紙を使い、両面を使用しましょう。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民、商店街や事業者が協力し合って、リサイクルシステムの確立などの環境保全に取り組みましょう。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市や警察に連絡しましょう。
		<input type="checkbox"/>	事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう。
		<input type="checkbox"/>	食品廃棄物等の発生抑制、再資源化に取り組みましょう。
		<input type="checkbox"/>	「ごみ減量化・資源化協力店」に登録し、ごみの減量やリサイクルに取り組みましょう。
		<input type="checkbox"/>	廃棄物管理票(マニフェスト)をもとに廃棄物の適正な処理を確認しましょう。
		<input type="checkbox"/>	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、詰め替え商品など環境に配慮した商品を重点的に販売しましょう。
	<input type="checkbox"/>	販売事業者は、再使用可能な製品(リターナブルびんなど)の流通を図るとともに、その回収に努めましょう。	
	<input type="checkbox"/>	長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。	

5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などによる支援を行います。

めざす姿

- 「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。
- 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。



中学校でのわかば環境 ISO の活動



子ども環境教室（里山編）

5-1 環境教育・環境学習を推進します

■環境の現状と取組状況

<学校等での環境教育>

- ・ 「わかば環境 I S O」(学校版環境 I S O制度)に沿って、すべての市立幼稚園・小中学校と、私立幼稚園で、学校ぐるみ、幼稚園ぐるみの特色ある環境教育を進めています。
- ・ 小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級*」を毎年実施しています。また、学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成 19 (2007) 年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。

<地域での環境保全活動>

- ・ 市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、市による連携した活動が展開されています。
- ・ 環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等が行われています。

<環境学習の機会>

- ・ 子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催するほか、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室(びわっ子クラブ)」や「生き物観察会」、「野鳥観察会」、「綿の糸つむぎ体験」などが開催されています。
- ・ 学校や地域を対象に、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。

■環境課題

- ・ 環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民を増やし、取組を広げていくことが必要です。
- ・ 次世代を担う子どもたちが、身近なことから環境問題について関心を持ち、環境保全のために行動できるよう、幼稚園や小中学校等における一貫した環境教育が必要となっています。

■施策の方向

施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

① 幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進

- ・ 総合的な環境学習の仕組みである「わかば環境 I S O」を活用し、幼稚園・保育園や小中学校で特色ある取組がより充実していけるよう支援します。

② 学校などでの環境学習の支援

- ・ 市民団体や市内事業者との連携も図りながら、環境をテーマにした環境学習情報の充実を図るなど、環境学習の機会が増えるよう支援します。

施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

① 子どもを対象とした環境教室等の開催

- 子どもを対象とした環境教室等の充実を図るとともに、子どもの自主的な環境活動を促進します。

② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進

- 子どもから大人まで幅広い年齢層の人が環境について理解を深められるよう、青少年育成事業や生涯学習関連事業と連携し、さまざまな場面で環境について考える機会を提供していくとともに、市民活動団体等と連携した講座やイベントを開催します。
- 市民や事業者が、地球温暖化、気候変動などに対する知識や理解を深め、適切な対策、行動を実施していけるよう、情報発信や学習機会の提供、学びや実践を広げる活動への支援を推進し、地球温暖化に関する環境学習の普及に取り組みます。

③ 人材育成

- 環境教育・環境学習を实践できる人材の拡大を図るため、市内の環境保全団体や大学等との連携を図るほか、若い世代を含めて人材を発掘・育成します。
- 環境分野の専門知識やノウハウを備えた指導者、環境保全活動の連携を行う調整役（コーディネーター）などの人材の育成と活躍促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう。
	○		環境に関する講演会や自然観察などに参加しましょう。
	○		参加型の環境調査やイベントに積極的に参加しましょう。
	○	○	環境学習に参加し、大気汚染や水質汚染、騒音、ごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう。
さらにもう1歩	○		環境を守るための情報を発信しましょう。
	○		地域活動や講座を通して知識や経験を深め、環境活動のリーダーをめざしましょう。
		○	従業員に対し、計画的に環境教育・研修を実施しましょう。
		○	工場見学会の実施や環境報告書の発行等により、積極的に環境情報の提供を行いましょ。

5-2 市民等の取組や連携を支援します

■環境の現状と取組状況

- ・ 「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。
- ・ 緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。
- ・ 環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企业懇話会が開催されています。

■環境課題

- ・ 日常生活や事業活動における環境配慮の取組を広げていくため、具体的な行動を示したり、ライフスタイルの変革に向けた情報の提供や提案をしたりすることが必要です。
- ・ 多様な活動主体同士の連携・交流を促進し、地域の課題解決につながる環境保全活動を進めるための協働による取組を進めることが必要です。

■施策の方向

施策1 市民活動や企業の取組に対する支援

① 市民の環境保全活動に対する支援

- ・ 市民活動の活性化を図るため、財政面・活動面での支援を行います。特に環境関係の市民活動団体については、地域の環境保全活動を担う存在として、それぞれの活動内容に応じた支援を行います。

② 環境にやさしい企業づくりの支援

- ・ 企業の環境に配慮した事業活動を促進するため、環境配慮に向けた取組の支援を行います。

③ 環境保全団体のネットワークづくりの促進

- ・ 環境保全に向けた情報交換・意見交換や、活動状況の発信の場である「ひらつか環境ファンクラブ」の活動を促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		地域の美化活動や里山保全活動等の市民活動に参加しましょう。
	○	○	自分たちが取り組んでいる環境保全活動を発表し、情報を提供しましょう。
	○	○	環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう。
さらにもう1歩	○	○	市民・事業者・環境保全活動団体・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう。

ひらつか環境ファンクラブについて

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や環境保全活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会等の活動を実施しています。

会員は、18歳以上の個人が市内で活動している団体で、環境保全活動を実践している人や、環境に興味のある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動をしている市民が登録されています。

ひらつか環境ファンクラブの活動

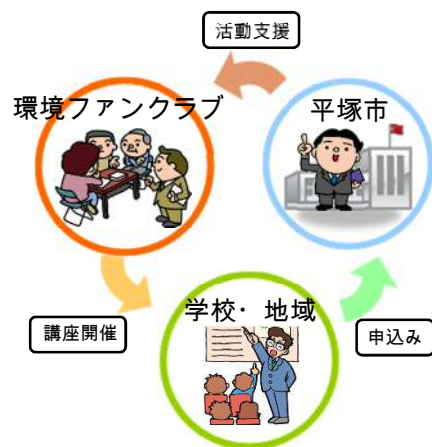
○環境・地球温暖化対策出前講座

学校や地域における環境学習機会の増加と学習内容の充実を図り、環境に対する市民の一層の理解と協力を呼びかけるため、豊富な知識と経験を有し、市内で活躍しているひらつか環境ファンクラブ会員を講師として派遣しています。

この出前講座では、身近な節電の取組やエネルギーに関すること、食べ物を通して世界の環境を学ぶなど、多様な講座を開催しています。

○各種イベント・講座の開催

ひらつか環境ファンクラブでは、会員のネットワーク化を図るため、活動発表会や環境パネル展などを開催するとともに、環境分野の市民活動団体などの活性化を図るため、環境活動を率先して行う市民を養成する「平塚市環境市民講座」などを実施しています。また、会員及び市民の環境意識啓発を図るため、平塚市緑化まつり、ひらつか環境フェア等で環境教室を開いています。



平塚市環境市民講座



ひらつか環境フェア

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

本章では、本計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会（以下「環境審議会」という。）において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

（1）平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第44条及び環境基本条例第22条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、環境審議会を設置しています。

環境審議会の委員は、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成されています。

本計画の進行状況については、これまでも毎年度、環境審議会において点検を行っており、今後も引き続き点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

（2）協働による取組の推進

市民や事業者等による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発や市との連絡調整のため、市民や市民活動団体、事業者などにより構成される「ひらつか環境ファンクラブ」と連携しながら、協働による取組の推進を図ります。

（3）国・県・他地域との連携

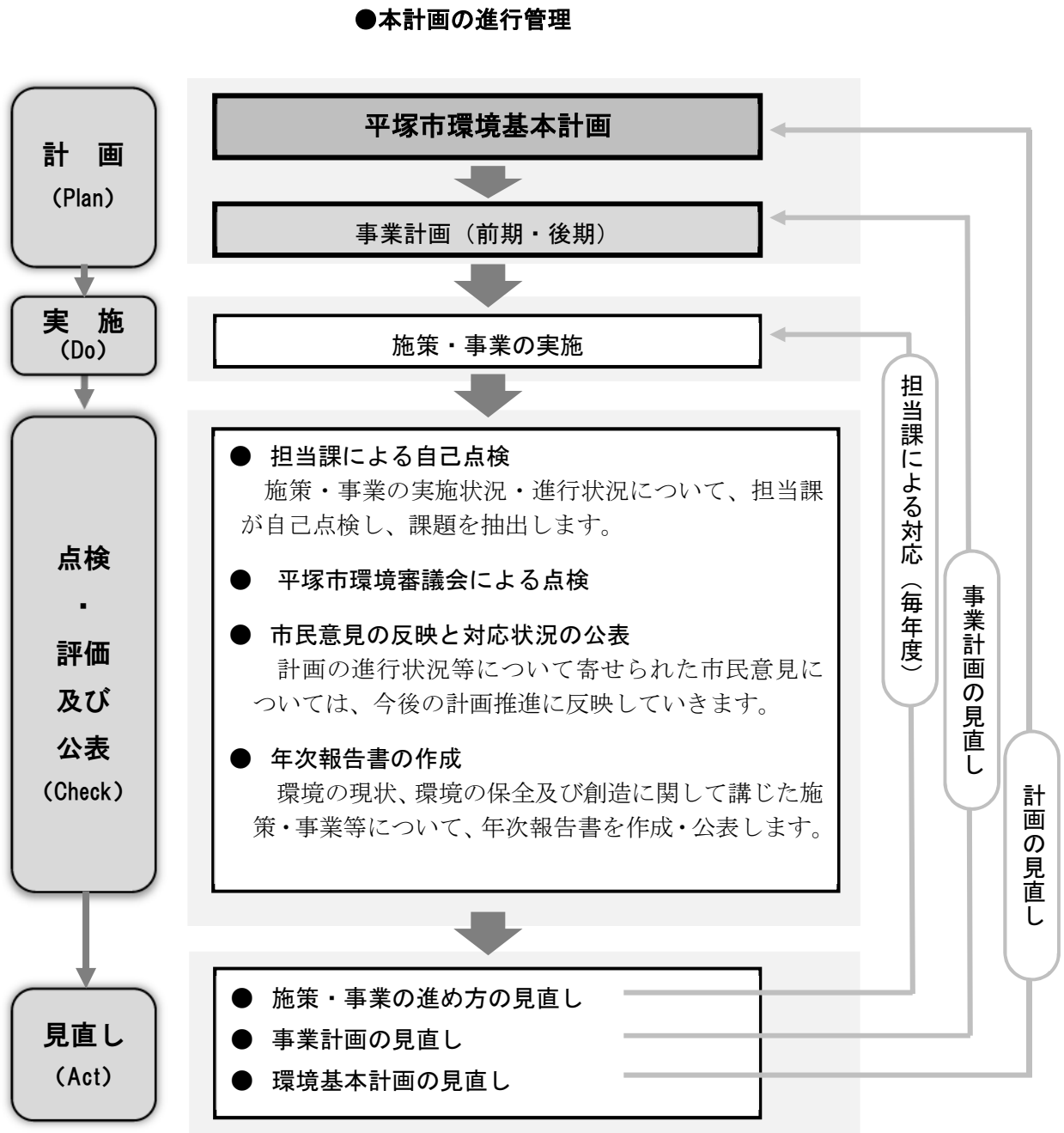
大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、他地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

（4）庁内関係課との連携

本計画の推進にあたって、庁内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

2 進行管理のしくみ

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、次図に示すPDCAサイクルにより、進行管理を行います。



3 事業計画による施策・事業の推進

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期又は後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、成果や改善点のフィードバックをしながら各施策を進めていきます。

事業計画では、本計画の「第6章 環境の分野別の方針」に沿って、前期又は後期における市の施策・事業を取り上げ、「事業内容」及び「担当課」を明確化します。

特に、本計画で設定した重点テーマに沿った重点施策については事業計画において、「事業目標・指標」及び「実施スケジュール」を定めます。